

広島県告示第五百五十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第四項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十八年九月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面積（㎡）
農事組合法人アグリンク池迫	三原市久井町羽倉 一六六三番地一	三原市久井町羽倉字高見沖 一七七四番一ほか四筆	四、五八四
農事組合法人徳永郷	尾道市御調町徳永 甲一六三番地	尾道市御調町徳永字実森三 七番ほか七筆	五、三九八
益原 光博	尾道市瀬戸田町高 根五五二番地三	尾道市瀬戸田町高根字平原 一九八四番	一、〇〇五
農事組合法人ファーム夕日の里	福山市神辺町字上 御領一五八八番地	福山市神辺町大字上御領字 長戸路一九〇二番一ほか一 七筆	一七、一一七
楠 隆雄	福山市箕島町五五 四四番地	福山市箕島町字釣ヶ端新開 八丁目一五四番	九七七
多木 陽平	福山市川口町三丁 目四番二七号	福山市箕島町字釣ヶ端新開 九丁目二一七番	九六一
熊野ファーマーズM株 式会社	安芸郡熊野町新宮 七丁目一二番四七 号	安芸郡熊野町萩原二丁目四 三九七番二ほか九筆	六、六六〇
有限会社こめ奉行	世羅郡世羅町大字 下津田一二四九番 地	世羅郡世羅町大字上津田字 鶴首二〇三九番四ほか七筆	一〇、七五四
農事組合法人穂MIN ORI	世羅郡世羅町大字 下津田二三七〇番 地	世羅郡世羅町大字下津田字 鶴峰三四〇番六ほか六筆	六、二一五

二 認可年月日

平成二十八年九月十三日